

事業計画（福島県新地町）

1. 海岸対策

①海岸の状況

町内の地区海岸数	7 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

②堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※。

新地海岸・相馬海岸① : T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成 23 年 12 月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。

④平成 25 年度における成果

- ・全ての地区海岸において、本復旧工事に着工※した。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤平成 26 年度の成果目標

- ・全ての地区海岸において工事の進捗を図り、平成 27 年度完了※を目指す。

※ 工事完了とは、復旧工事の引き渡し等をもっていう。

⑥その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2 級水系三滝川水系など※¹の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、16 箇所^{※2}で災害復旧事業を実施中。

本復旧については、平成 25 年度内に、すべての箇所に着手した。

なお、新地町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ②平成 26 年度に、新たに 12 箇所で本復旧に着手した。（累計 16 箇所）。

平成 26 年度内に 16 箇所で本復旧完了予定。

海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備し、概ね 5 年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③平成 24 年度までの成果

- ・ 全箇所（16 箇所）で災害査定を完了
- ・ 4 箇所で本復旧に着手
- ・ 4 箇所で本復旧を完了

- ④平成 25 年度における成果

- ・ 新たに、12 箇所で本復旧に着手（累計 16 箇所）。
- ・ 本復旧の完了は、以下の通り
平成 25 年度末まで ： 4 箇所

- ⑤平成 26 年度の成果目標

- ・ 全ての河川において、工事の進捗を図り、平成 27 年度完了を目指す。

※ 1 位置図を参照

※ 2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 農地・農業用施設

①被災状況

津波により 420ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

②施設の復旧

○応急復旧状況

基幹的排水施設である埤浜、中浜田、駒ヶ嶺等 6 排水機場について実施済み。

○本格的な復旧

復興計画を踏まえ、概ね 6 年以内の完了を目指す。

平成 25 年度内に、今泉排水機場や藤崎排水機場等について復旧完了。

埤浜排水機場ほか 3 排水機場について工事実施中。

③農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 66ha

○平成 25 年度から営農が可能な農地 約 170ha

○平成 26 年度から営農が可能な農地 約 11ha

○平成 27 年度の営農再開を目指す農地 約 25ha

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

④区画整理等検討状況

作田前地区において、事業計画作成及び土地改良法手続きを終え、事業に着手したところ。駒ヶ嶺地区において、用排水路等の整備に向け実施計画を進めているところ。

4. 漁港

①被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

②スケジュール

新地町内の釣師浜漁港において、平成 25 年度末時点で、すべての岸壁の使用が可能となっている。

今後、平成 26 年度までに、その他の漁港施設の復旧完了を目指す。

5. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<新地町立学校>

災害復旧にかかる国庫補助に申請予定の東日本大震災により被災した町立小学校3校、町立中学校1校について(比較的軽微な被害)、以下のとおり。

○(財)ふくしま市町村建設支援機構へ設計委託。

○工事については、平成24年3月から事業着手、平成24年8月24日に復旧完了した。

<県立学校>

新地町に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した1校について、以下のとおり復旧完了した。

比較的軽微な被害に留まる新地高校については、平成23年12月まで復旧完了。

②公立社会教育施設(公立社会体育施設と公立文化施設を含む)

<新地町立社会教育施設>

比較的軽微な被害を受けた町図書館、町柔剣道場、町民プール、新地公民館、駒ヶ嶺公民館については、平成23年12月から事業着手した。社会教育施設(新地公民館・駒ヶ嶺公民館)については平成24年5月末、社会体育施設(町柔剣道場・町民プール)については平成24年7月末に復旧完了した。

6. 災害廃棄物の処理

①推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 150 千トン（災害廃棄物が約 126 千トン、津波堆積物が約 24 千トン）発生。

②搬入状況について

現在住民が居住している周辺の災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じた災害廃棄物を含む）、津波堆積物についても、平成 25 年 2 月末までに仮置場へ概ね搬入した。

③処理状況と処理完了目標について

平成 26 年 3 月末現在、災害廃棄物等約 150 千トン（推計量の 99.3%）の処理を実施した（災害廃棄物約 125 千トン（推計量の 99.7%）、津波堆積物約 24 千トン（推計量の 100%））。

中間処理・最終処分については、平成 26 年 3 月末で概ね処理完了。なお、コンクリートくずほか再生利用可能なものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

復興施策の工程表(福島県新地町)



